

# 日本数学会「総合講演・企画特別講演アブストラクト」著作権ならびに電子的公開に関する規約

2009年11月7日理事会決定

1. (目的) この規約は日本数学会年会および秋季総合分科会における総合講演・企画特別講演のアブストラクト(以下ではアブストラクトとする)の著作権および電子的公開に関するものである。
2. (複製権・公衆送信権・頒布権) 日本数学会は、アブストラクトに対して「日本数学会 著作権に対する考え方」の第1条に定めるものと同等の複製権・公衆送信権・頒布権を保持することとする。日本数学会は、アブストラクトの総合報告的な性質を考慮して、これらの権利を独占的に保持することを主張せず、講演者もこれらの著作権を保持することとする。
3. (保持する権利の行使) 日本数学会は、日本数学会が本規約第2条で保持すると定めた権利を、日本数学会が適当と判断するものに行使させることができる。
4. (データなどの2次利用) 日本数学会は、講演者がアブストラクトにおいて用いた画像などのデータを学術的または社会的に価値の認められるものに二次利用することを妨げない。
5. (転載) 講演者はアブストラクトを他の刊行物に転載することができる。この場合は、加筆があるなしに拘らず、アブストラクト集からの転載であることを明記して転載を行ない、加筆を行った場合は、そのことを転載した刊行物に明記することとする。ただし、大幅な加筆を行った場合は、転載であることを明記する必要はないこととする。
6. (講演者のウェブページへの掲載) 講演者は、アブストラクトを電子化して、個人のウェブページまたは所属機関のウェブサイトにおいて講演後に公開することができる。この場合、加筆があるなしに拘らず、「アブストラクト集」からの転載であることを明記して公開を行なう。また、加筆を行った場合は、そのことを明記する。
7. (機関リポジトリ)
  1. 講演者はアブストラクトを所属する機関の機関リポジトリで公開することができる。ただし、この場合はアブストラクト集に掲載されたものと実質的に同一のものを公開して、アブストラクト集の著作物であることを明記する。また、日本数学会が主体となるアーカイブに該当するアブストラクトがある場合は、原則としてリンクをもって機関リポジトリに収蔵する。
  2. 講演者の所属機関に変更があった場合は、移動後の所属機関の機関リポジトリにおいても公開することができる。この場合、移動前の所属機関の機関リポジトリでの公開を継続することについては、講演者が判断することとする。
8. (規約の有効期間・遡及電子化) この規約は2010年度年会のアブストラクト集から適用することとする。ただし、2009年度以前のアブストラクトの電子化を進める場合はこの規約に沿う形で実施する。また、2009年度以前のアブストラクトの個人のウェブページ上および機関リポジトリにおける公開についても、第6条、第7条に定める規約に沿う形で実施する。